



科研費研究成果報告書「コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究」(2022-25)

渡部, 昭男

(Issue Date)

2026-05-01

(Resource Type)

report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100503581>



コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究

JSPS 22K02702 基盤研究 (C) 2022-25 研究代表者・渡部昭男

キーワード：高等教育への権利、学習権保障・アクセス保障、経済的負担軽減・修学支援、国会審議・国会会議録分析、評価マトリクス・漸進的無償化プログラム、日韓/韓日対話・知見共有、コロナ禍・人口減少超少子社会

1. 研究開始当初の背景

学ぶ意思と能力のある者の高等教育への修学機会拡大が、日韓共通の継続した課題であった。高等教育へのアクセスを阻害するのが経済的負担の重さ（高学費）であり、さらにはコロナ禍に伴う対面教育実施の制約並びに遠隔授業に係る ICT 活用と ICT 格差が新たな問題として浮上していた (OECD2020: Learning remotely when schools close: How well are students and schools prepared? Insights from PISA)。COVID-19 の感染拡大状況において、学生当事者は学びの継続のための緊急支援や学費返還・減額を求めるアクション(日)、非対面教育を権利侵害と見なした学費返還訴訟(憲法訴訟・民事訴訟/韓)等を展開したが、両国政府の対応は困窮学生緊急支援策を打つ程度に留まった。これに対して、韓国ではさらに地方国公立大学の優先的無償化、高等教育財源の安定的確保の論議が提起され、日本でも大学等修学支援新制度の見直し（中間層への対象拡大）が始まろうとしていた。このように with/after コロナにおける高等教育政策の在り方検討が要請されていた。

2. 研究の目的

共通の国際人権法及び類似した憲法・教育基本法を有した日韓においても、法規範の具体化には幅があり、共通性と相違点がある。本研究の目的は、第一に、高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法制度・行財政の変化に着目し、その実現に至る意思決定過程・政策径路を比較検討して日韓の「家族負担主義」「高授業料・低補助」からの政策転換の特徴（共通性・相違点）を明らかにすることである。第二に、コロナ禍が高等教育の政策や現場にいかなるインパクトを与え、with/after コロナにおける高等教育の経済的負担軽減及び修学支援の在り方にどのような理論課題並びに具体方策の修正変更を求めているのかを探ることである。そして、①漸進的無償化プログラムの普及・活用、②高等教育機会拡大に寄与する知見の創出・提供、③人口減少超少子社会における幸福追求の有効な手段に漸進的無償化を位置づけたサステナブル戦略の素描、を行う。

3. 研究の方法

大きく以下の4つの手法を用いた。

- (1) 日本における国の政策動向に即して、国権の最高機関である国会での審議の経緯と特徴を明らかにする（国会会議録分析）。
- (2) 日韓における国の政策・地方の施策について、独自に開発した評価マトリクス・漸進的無償化プログラム（高等教育版 2017）にプロットする作業を通して見える化及び政策施策評価を進める（漸進的無償化プログラム活用）。
- (3) 研究協力者からの寄稿論稿（日韓両言語翻訳）を共有財産として日韓/韓日対話企画を開催し、その成果を国際共著論文にまとめて日韓比較研究を深める（日韓/韓日対話・知見共有）。

4. 研究成果

4-（1）「教育無償化」論議の経緯と特徴：国会会議録分析

4-(1)-1. 2021 年第 205 回～2022 年第 208 回の国会審議分析

① 渡部昭男 2022. 8 『「教育無償化」論議の経緯と特徴：2021 年第 205 回～2022 年第 208 回の国会審議から』日本教育学会第 81 回大会

・発表要旨：https://doi.org/10.11555/taikaip.81.0_43（日本教育学会大会研究発表要項 81(0), 43-44)

韓国語（梁洙京訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009574>

（「교육 무상화」 논의 경위와 특징：2021 년 제 205 회～2022 년 제 208 회 국회 심의로부터）

・当日資料（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476313>

② 渡部昭男 2023.2 「コロナ禍の高等教育における学びの継続のための学生支援の在り方に関する論議（2）：2021 年第 205 回～2022 年第 208 回の国会審議分析から」『大阪成蹊大学紀要』（9）、139-148。

・神戸大学 Kernel：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479032>

【要旨】

「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにするため、これまで 2016 年第 190 回～2021 年第 204 回の国会審議を追ってきた。本報告（通算第 6 報）では、その後の第 205 回（2021. 10. 4-14）、第 207 回（同 12. 6-21）及び第 208 回（2022. 1. 17-6. 15）を主に扱い、国会会議録検索システムを用いてコロナ禍における学生支援論議のその後を探った。2020 年度に引き続き、政府は学生等の学びを継続するための緊急給付金を 2021 年度補正予算で提案した（2021. 11、一人 10 万円 67 万人対象 675 億円）。国会では、2020 年度の実施から数年となる大学等修学支援制度の実績や制度設計自体を検証する論議が目をつけた。新制度の実施により住民税非課税世帯の進学率は 40%から 54%に上昇した。が、給付型奨学金は 51 万人分を予算計上したのに対して 2020 年度が 27 万人（53%）、21 年度が 32 万人（63%）という不十分な実績であった。制度改善としては、低所得層（モデル世帯年収 380 万円未満）限定を改めて中間層等（例えば年収 590 万円未満／年収 6 百万円など）に拡大する質疑がなされた。また生活保護の対象に大学進学を含めるべきとの要望も出された。入学金の根拠を糺し、見直しや廃止を求める論議もあった。

キーワード：コロナ禍、学生の学びを継続するための緊急給付金、大学等修学支援の実績検証・制度改善、入学金制度の無根拠及び廃止、漸進的無償化留保撤回 10 年、個人通報制度

4-(1)-2. 2022 年第 209 回～2023 年第 211 回の国会審議分析

① 渡部昭男 2023.8 「少子化対応と無償化方策：2022 年第 209 回～2023 年第 211 回の国会審議にみる『教育無償化』論議の経緯と特徴」日本教育学会第 82 回大会

・発表要旨：https://doi.org/10.11555/taikaip.82.0_55（日本教育学会大会研究発表要項 82(0)、55-56）

韓国語（多胡太佑訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482899>

（저출산 대응과 무상화 방안：2022 년 제 209 회 2023 년 제 211 회 국회 심의에서 보는 「교육 무상화」 논의 경위와 특징）

・当日資料（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482899>

② 渡部昭男 2024.2 「少子化対応と無償化方策：2022 年第 210 回及び 2023 年第 211 回の国会審議分析から」『大阪成蹊大学紀要』（10）、139-150。

・神戸大学 Kernel：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486398>

【要旨】

岸田首相の年頭会見（2023. 1. 4）「異次元の少子化対策」、施政方針演説（1. 23）「次元の異なる少子化対策」は 2023 年第 211 回国会の主要なテーマの一つとなった。政府は 2022 年出生数 80 万人割れの統計報告を踏まえ、関連府省会議で「こども・子育て政策の強化について（試案）」（3. 31）をまとめ、「2030 年は少子化対策の分水嶺」「2030 年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減」「これからの 6～7 年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」という認識を示した。そして、こども・子育て政策の基本理念に①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全ての子育て世帯を切れ目なく支援するの 3 つを据え、今後 3 年間で取り組む「こども・子育て支援加速化プラン」を策定するとした。内閣官房の全世代型社会保障構築本部の下に「こども未来戦略会議」を開催して戦略方針を決定し（6. 13）、骨太方針 2023（6. 16 閣議決定）にも盛り込んだ。2022 年第 210 回の国会審議も含めて、（結婚・）妊娠・出産から高等教育までの一体的・総合的な経済的負担軽減・無償化策に係る論議の特徴を明らかにした。

4-(1)-3. 2023 年第 212 回～2024 年第 213 回の国会審議分析

① 渡部昭男 2024. 8 「こども基本法と教育無償化論議：2023 年第 212 回～2024 年第 213 回の国会審議から」日本教育学会第 83 回大会

- ・発表要旨：https://doi.org/10.11555/taikaip.83.0_241（日本教育学会大会研究発表要項 83(0), 241-242)

日本語カラー版：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492815>

韓国語（多胡太佑訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492816>

（아동기본법과 교육무상화 논의：2023 년 제 212 회～2024 년 제 213 회 국회 심의에서）

- ・当日資料（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492913>

② 渡部昭男 2025. 4 「こども基本法と教育無償化論議：2023 年第 212 回～2024 年第 213 回の国会審議から」『大阪信愛学院大学紀要』3、23-30。

- ・大阪信愛学院大学：<https://doi.org/10.60250/0002000089>

- ・神戸大学 Kernel：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496010>

【要旨】

こども基本法は「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、一律に 18 歳ないし 20 歳で区切っている。このことによって、18 歳以降の学生・青年・若者を含めて、乳幼児期からおとなになるまでの切れ目ない一体的・総合的な「こども施策」を探究する研究課題が生まれている。本報告では直近 1 年の政策動向を押さえたうえで、国会会議録検索システムを用いて、2023 年第 212 回～2024 年第 213 回の国会審議における教育無償化論議の経緯と特徴を調べた。各政党・会派は何かの教育無償化策を提案しており、政府も高等教育の私費負担軽減が①権利保障と②少子化対策の双方において重要との見解であることが判明した。

キーワード：異次元の少子化対策、こども基本法、こども未来戦略、加速化プラン、（高等）教育無償化

4-(1)-4. 2024 年第 214 回～2025 年第 217 回の国会審議分析

③ 渡部昭男 2025. 8 「こども基本法と教育無償化論議(2)：2024 年第 214 回～2025 年第 217 回 少数与党の国会審議から」日本教育学会第 84 回大会

- ・発表要旨：https://doi.org/10.11555/taikaip.84.0_35（日本教育学会大会研究発表要項 84(0), 35-36)

韓国語（梁洙京訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497585>

（아동 기본법과 교육 무상화 논의(2) —2024 년 제 214 회～2025 년 제 217 회 : 소수 여당의 국회 심의로부터—）

- ・当日資料（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497583>

④ 渡部昭男 2026. 3 「こども基本法と教育無償化論議(2)：2024 年第 214 回～2025 年第 217 回 少数与党の国会審議から」『大阪信愛学院大学紀要』4、37-44。

- ・大阪信愛学院大学：<https://doi.org/10.60250/0002000137>

- ・神戸大学 Kernel：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100503397>

【要旨】

こども基本法の下で策定されたこども未来戦略(2023. 12 閣議決定)の加速化プラン(2024-26)には 3 つの無償化策が掲げられた(幼児教育・保育の無償化、学校給食費の無償化、多子世帯の授業料等の無償化)。2024 年秋の総選挙の結果衆議院は少数与党となり、第 215 回国会以降は数に任せた強引な国会運営から転じて熟議が謳われ、テーマごとに一致できる野党を探して協議し合意形成せざるを得なくなった。加速化プランになかった高校無償化が日本維新の会との協議によって、所得制限撤廃等が 2025 年度先行実施、所得制限撤廃の法改正及び私立加算が 2026 年度実施予定となった。また、学校給食無償化も小学校は 2026 年度実現、中学校はできる限り速やかに実現とされた。

キーワード：人口減少超少子化、こども基本法・こども未来戦略、少数与党・熟議・野党協議、教

4-(2) 経済的負担軽減・修学支援に係る政策施策の見える化：漸進的無償化プログラム活用

4-(2)-0. 漸進的無償化プログラム（高等教育版 2017 渡部等）の提示

- ① 渡部昭男・光本滋・細川孝・水谷勇・渡部(君和田)容子 2017. 8「『漸進的無償化プログラム』の中間提案：教育学と経営学による共創作業」日本教育学会第 76 回大会
 ・発表要旨：https://doi.org/10.11555/taikaip.76.0_96（日本教育学会大会研究発表要項 76(0)、96-97）
- ② 渡部昭男 2018. 3「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策（3）2016-17 年度の研究成果と課題：漸進的無償化プログラムの提言にむけて」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 11(2)、153-162。
 ・神戸大学 Kernel：<https://doi.org/10.24546/81010229>（p. 154 表 2）

【要旨】

JSPS 基盤研究(B)後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に係る総合的研究（15H03474 研究代表者・渡部昭男 2015-17）の一環において、教育学と経営学による共創作業のうえに試案を提示し（2017. 8）、それをベースに補筆した「漸進的無償化プログラム（高等教育版）」を提示した。縦軸に A 学費、B 奨学金・学生ローン等、C 修学支援、D 就労支援・生活保障の 4 項目を、横軸に国、地方（都道府県／市区町村）、大学/学校法人、民間の 4 区分を置いた枠組みを設けて、漸進的無償化の政策・施策・事業の諸事例を収集してプロットし、現状をトータルに把握し課題を見出そうとの企図である。共創メンバーでもあった光本滋は、「中等教育・高等教育の無償化に関する一連の研究を通して、政策主体ごとに支援策のマトリクスを作成し、ここに政府だけでなく地方自治体・大学(法人)・民間団体等を位置づけることにより、主体ごとの施策の意義を明らかにすることを提唱している」と評している（光本 2024「修学支援新制度の教育政策論的検討」日本教育政策学会年報 31、https://doi.org/10.19017/jasep.31.0_10）。すなわち、漸進的無償化を政策・施策・事業等のトータルパッケージとして可視化する評価マトリクスなのである。

表 2. 漸進的無償化プログラム（高等教育版）提言のための枠組み設定（渡部昭男 2017）						
	区分	国レベル	都道府県レベル	市区町村レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学費	A1:学費自体の軽減化					
	A2:学費減免制の拡充					
B 奨学 金・ 学生 ロー ン等	B1:給付型奨学金の拡充					
	B2:無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除／猶予 ・救済制度 等					
	B3:有利子学生ローンの縮減					
	B4:学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA 等					
C 修学 支援	C1:学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学会活動費補助 等					
	C2:学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助(学割拡大を含む) ・交通費補助(学割拡大を含む) ・まかない費補助(百円朝食)等					
D 就労支援 生活保障	D1:就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援 等					
	D2:生活保障 ・生活保護制度 ・若者手当／年金 等					

4-(2)-1. 日韓政策動向の見える化：漸進的無償化プログラム（高等教育版 2017 渡部）の活用例

- ① 渡部昭男 2020. 10「高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1)」日本教育行政学会第 55 回大会

- ・発表要旨：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007500>（付表：漸進的無償化プログラム（高等教育版）の枠組みを用いた日韓動向一覧）
- 韓国語（金仙玉訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007501>（同韓国語版）
- （고등교육의 경제적 부담 경감 및 수학 지원에 관한 법·제도·행재정의 한일 비교 연구 (1)）

【要旨】

国際人権 A 規約 13 条に定める漸進的無償化規定は学費に係る無償化を要請しているが、日韓ともに授業料自体の減額化には踏み切っていない。ただし、**韓国**における大学入学金の廃止（A1）は、学費の一部を構成する入学金に手を付けたものである。また、ソウル特別市による市立大学の登録金半額化は、学費の半額相当をソウル市が大学に機関補助する方式である（A1）。大阪府立大学・市立大学・府大高専は 2020 年度から授業料支援（A2 減免、大学院を含む）を始めたが、出身地を問わず全学生（大学院を除く）を対象としたソウル市立大学（普遍主義）とは異なって、府内在住要件等を満たす者に限定している（選別主義）。大学法人レベルの対応としては、東京大学が世帯年収 400 万円以下家庭学生への授業料免除（入学金は含まず／大学院生を除く）を 2008 年度から実施している。低所得層限定の大学等修学支援法の 2020 年度施行に伴い、各大学等で中間層まで含めてきた減免措置の後退が危惧されている。給付型奨学金（B1）に関しては、2017 年に導入され対象も低所得層に留まる日本に対して、**韓国**では 2012 年から実施され中間層にまで拡大拡充されている（最大額 2012・年 45 万円→2016・52 万円、半額以上対象 2012・基礎生活受給者-第 1 分位→2018・同-第 6 分位〔高所得層の第 9-10 分位は給付対象外〕、多子女型 2014・第 3 子以降→2018・3 子以上世帯の全学生、他に成績基準の緩和など）。他に**韓国**では大学寮の増設・収容人数の拡充（C2）が国家政策として打ち出されている。

漸進的無償化プログラム（高等教育版）の枠組みを用いた日韓動向一覧（渡部昭男 2020）					
区分	小区分 / レベル	国	広域自治体	基礎自治体	民間
A 学費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 入学金廃止 (国公立 2018、私立 2022)	日: 公立大学入学金の廃止 私立の公立移管による学費抑制など 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化 (2012-)	大学法人・学校法人	民間
	A2: 学費減免の拡充	日: 大学等修学支援法・低所得層 (2020-) B1を含む2020年度地方予算総額5,274億円51万人 *コロナ急増世帯学生への対応拡大 (2020) *コロナ対応減免を独自に行う法人等助成 (2020)	日: 大阪府/市立大・一部無償化 (2020-)	日: 京大・年収400万円以下家庭への授業料免除 (2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困難学生特別減免 (2020)	
B 奨学金・学生ローン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 低所得層 (2012-) ⇒ 中間層へ拡大 & 金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施 (2017・約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層 (2020-)	日: 育英基金等による給付型奨学金 韓: 江原道・道給付型奨学金 (2012-)	日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金
	B2: 無利子学生ローンの改善	日: 所得連動返還型奨学金 (2017-)	日: 育英基金等による奨学金 特定返還への学費金制度・返還免除	日: 一部法人・学費金制度	日: 民間による学費金制度
	B3: 有期学生ローンの縮減	韓: 所得連動返還型奨学金 (2010-) 利下げ	日: 韓国自治体による利子補償事業		
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充	日: コロナ困難学生支援緊急給付金 (2020)	日: 海外派遣・留學費支援など	日: 一部法人・学内勤労奨学金など (SA・TA・RA)	
C 修学支援	C1: 学費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英基金等による学生寮・寮人寮	日: 一部法人・学内勤労奨学金など (SA・TA・RA)	
	C2: 学生生活費の支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度 (2018-)	日: 同定制度の活用 (2018-) 2019: 32府県・355市町村 地元・インターンシップ・IJUターン・健康補助 コロナ困難学生アルバイト・雇用 (2020) 韓: ソウル特別市・若者手当 (2018-)	日: 一部法人・学内勤労奨学金など (SA・TA・RA)	日: コロナ困難学生食糧支援
D 就労支援 生活保障	D1: 就労支援	日: 生活保護受給者等への進学支援 世帯分離の最も低所得層 (2018-)		日: 一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援	
	D2: 生活保障	日: 進学準備給付金 (2018-)			

政策的 奨学金とプログラム（高専教育版）の枠組みを用いた日韓動向一覧（渡部昭男 2020）					
区分	小区分 / レベル	国	広域自治体	基礎自治体	民間
A 学費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 入学金廃止 (国公立 2018、私立 2022)	日: 公立大学入学金の廃止 私立の公立移管による学費抑制など 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化 (2012-)	大学法人・学校法人	民間
	A2: 学費減免の拡充	日: 大学等修学支援法・低所得層 (2020-) B1を含む2020年度地方予算総額5,274億円51万人 *コロナ急増世帯学生への対応拡大 (2020) *コロナ対応減免を独自に行う法人等助成 (2020)	日: 大阪府/市立大・一部無償化 (2020-)	日: 京大・年収400万円以下家庭への授業料免除 (2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困難学生特別減免 (2020)	
B 奨学金・学生ローン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 低所得層 (2012-) ⇒ 中間層へ拡大 & 金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施 (2017・約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層 (2020-)	日: 育英基金等による給付型奨学金 韓: 江原道・道給付型奨学金 (2012-)	日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金
	B2: 無利子学生ローンの改善	日: 所得連動返還型奨学金 (2017-)	日: 育英基金等による奨学金 特定返還への学費金制度・返還免除	日: 一部法人・学費金制度	日: 民間による学費金制度
	B3: 有期学生ローンの縮減	韓: 所得連動返還型奨学金 (2010-) 利下げ	日: 韓国自治体による利子補償事業		
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充	日: コロナ困難学生支援緊急給付金 (2020)	日: 海外派遣・留學費支援など	日: 一部法人・学内勤労奨学金など (SA・TA・RA)	
C 修学支援	C1: 学費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英基金等による学生寮・寮人寮	日: 一部法人・学内勤労奨学金など (SA・TA・RA)	
	C2: 学生生活費の支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度 (2018-)	日: 同定制度の活用 (2018-) 2019: 32府県・355市町村 地元・インターンシップ・IJUターン・健康補助 コロナ困難学生アルバイト・雇用 (2020) 韓: ソウル特別市・若者手当 (2018-)	日: 一部法人・学内勤労奨学金など (SA・TA・RA)	日: コロナ困難学生食糧支援
D 就労支援 生活保障	D1: 就労支援	日: 生活保護受給者等への進学支援 世帯分離の最も低所得層 (2018-)		日: 一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援	
	D2: 生活保障	日: 進学準備給付金 (2018-)			

4-(2)-2. 自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策の見える化：漸進的無償化プログラム（高等教育版 2017 渡部）の活用例

① 渡部昭男 2023. 3 「自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策：鳥取県・滋賀県・大阪府調査から」大学評価学会第 20 回全国大会

- ・予稿集・当日資料 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479003> (p. 13 表 1 鳥取県、p. 14 表 2 滋賀県、p. 15 表 3 大阪府)
- ② 渡部 (君和田) 容子・渡部昭男 2024. 3 「子育て教育の地域共同システムからみた高校・大学等に係る修学支援施策：京都府調査を中心に」 大学評価学会第 21 回全国大会
- ・予稿集・当日資料 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486378> (表 1 京都府)

【要旨】鳥取県・滋賀県・大阪府 (2023. 3 時点) ＊省略した表は①ウェブ情報から入手可能
鳥取県・滋賀県・大阪府の 3 府県の高校・大学等に係る修学支援施策を見える化することで、従来からみられた公立大学の学費減免 (A2)、給付奨学金 (B1)・貸与奨学金 [返還免除あり] (B2・B3) に加えて、奨学金返還支援 (B2・B3)、ローン利子補填 (B3)、公営塾の設置・私学学習支援金 (C1)、通学費支援／通学手段保障やふるさと物産品送付 (C2)、保育士等の特定職種の就労支援策・地元インターンの提供 (D1)、医療費助成 (D2) など自治体で展開可能な施策といえる。また、地方創生の観点からの特定職種 (医師・看護師等・PT・OT・ST・薬剤師、保育士等、介護福祉士など) や移住定住する若者の確保策も修学支援／漸進的無償化の一環に位置づけ得る。

- ③ 渡部昭男 2024. 12 「第 10 章 高校・大学等修学支援に係る自治体施策：大阪府・鳥取県・滋賀県・京都府を例に」 渡部 (君和田) 容子・渡部昭男『「こども計画」に活かせる自治体総合施策 221 例：子育て・教育の地域共同システム』日本標準
- ・NDL サーチ : <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I033814262> (p. 234 表 10-1-1 大阪府、p. 235 表 10-2-1 鳥取県、p. 237 表 10-3-1 滋賀県、pp. 238-239 表 10-4-1 京都府)

【要旨】京都府 (2024. 3 時点)

○「A 学費」項目：A1 学費自体の軽減化、A2 学費減免制の拡充

京都府は公立大学の無償化方針を示していないが、府下公立大 4 校に地域枠等の入学金減免制度がある。北から順に、①福知山公立大学 (入学金 282,000 円及び授業料 535,800 円＋実践教育実習費 40,000 円／市内者は学部入学金の 1/3 相当額 [94,000 円] を還付、福知山公立大学の卒業生の大学院入学金免除)、②京都府立大学 (学部・大学院の入学料：府内者 169,200 円、府外者 282,000 円／授業料：一律 535,800 円)、③京都府立医科大学 (入学料：学部医学科府内者 282,000 円・府外者 493,000 円、看護学科府内者 169,200 円・府外者 282,000 円、大学院一律 282,000 円／授業料：一律 535,800 円)、④京都市立芸術大学 (学部・大学院の入学料：市内者 282,000 円、市外者 482,000 円／授業料：一律 535,800 円) という状況である。高校等に関しては、私立校に関して国の就学支援金制度に上乗せする京都府あんしん修学支援制度がある。

○「B 奨学金・学生ローン等」項目：B1 給付型奨学金の拡充、B2 無利子学生ローンの改善、B3 有利子学生ローンの縮減、B4 学内勤労奨学金等の改善

【B1 給付型奨学金】京都府高校生給付型奨学金 (高等学校奨学金) とは、生活保護世帯や市町村民税非課税の母子父子世帯などを対象に入学支度金や支援金等を支給するものである。京都府では、就・修学、技能修得や就職を支援する各種の援護制度をまとめた『就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧』(冊子体・PDF 版、日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語版) を出している。市町村で給付型奨学金を設けていたのは 5 市 2 町であった (城陽市・和束町 [精華町は廃止の広報あり]、亀岡市・京丹波町、福知山市・舞鶴市、京丹後市)。多くは経済的理由による修学困難者を支援するものであるが、亀岡市高校生まなび応援のための支援金は、国の高校等修学支援金制度及び京都府あんしん修学支援制度の非該当世帯 (年収目安 910 万円以上) の 2 人目以降 (大学生等 [申請年度 4 月 1 日時点において 22 歳未満の者] を含む) の高校生を対象を拡げて市独自に横出し支援を行うものである (公立高校授業料相当分 [118,800 円] を支給)。

【B2・B3 学生ローン】京都府は特定職種養成 (保育士、保健師・助産師・看護師、地域医療医師) の修学資金等 (U ターン等による返還免除あり) を設けている。市町村では、保育士 3 市 (向日市、福知山市・綾部市)、介護福祉士 2 市 (舞鶴市・綾部市)、看護師等 1 市 (京丹後市)、医師 2 市 (舞鶴市、宮津市)、未来人材 1 市 (宮津市) 確保を目指すもの、ないしその他一般 2 市 2 町 (宇治市、京丹後市・伊根町・与謝野町) であった。

○「C 修学支援」項目：C1 学習費の支援、C2 学生生活費の支援

【C1 学習費支援】京都市高校進学・修学支援金支給事業とは、市民税非課税世帯の高校等修学支援を目的に学用品費等を助成するものである（京都府奨学給付金と併給調整のうえ計144,000円）。

【C2 学生生活費】通学費補助が2市1町（宇治田原市・和束町、綾部市）、下宿費等補助が1町（伊根町）あった。

○「D 就労支援・生活支援」項目：D1 就労支援、D2 生活支援

【D1 就労支援】京都府就労・奨学金返済一体型支援事業は、中小企業等の人材確保と若手従業員の定着及び経済的負担軽減を図るため、奨学金返済支援として従業員に支給した手当等の一部を補助するものである（導入企業・事業所は246社 [2024.1.17]、<https://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyougakukin/seidodonyukigyoku.html>）である。3市1町（久御山町、福知山市・舞鶴市、京丹後市）が関連事業を行っている。また、京都府は保育士確保事業（京都府社会福祉協議会）を数種類用意している。市町村では定住促進及び特定職種確保などの事業がある（地元出身か否かを問わず UIJ ターン促進を志向）。定住促進2市1町（城陽市・井手町、京丹後市）、保育士7市（宇治市・城陽市・向日市・京田辺市、亀岡市・南丹市、福知山市）、介護職員4市（亀岡市・南丹市、舞鶴市・綾部市）、看護師1市（京都市）、医療技術職1市（宮津市：毎年約5名～薬剤師・臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士・管理栄養士・臨床工学技士・歯科衛生士）である。

【D2 生活支援】若者年金等の事業は発見できなかった。子ども医療費助成に関しては、京都子育て支援医療助成制度は中学生までが助成対象である（中学生通院のみ償還 [1,500円]、他は現物給付 [200円負担]）。京都府制度を高校生まで拡充している市町村は、入院・通院とともが4市9町1村（大山崎町・久御山町・京田辺市・井手町・宇治田原町・木津川市・精華町・笠置町・和束町・南山城村、亀岡市・南丹市・京丹波町、伊根町・京丹後市）、入院のみが4市（向日市・長岡京市・八幡市、福知山市）である。京丹後市は市民税非課税世帯の大学生等にまで助成を拡充（2020.8-）しており注目される。

表1. 京都府及び府下26市町村における高校・大学等に係る修学支援（2024.3渡部）				
	区分	京都府	26市町村 (丹波地域:豊、中丹地域:青、南丹地域:茶、京都市:黒、山城地域:緑)	大学法人・民間企業等
A 学費	A1:学費自体の軽減化	・私立高進校授業料支援 (あんしん修学支援事業) [国の高校等就学支援金に 最大198,800円上乗せ等:授 業料減免/学費軽減]		【福知山公立大学】入学金282,000円及び授業料 535,800円+奨励教育費40,000円/減免:市内登 校奨励入学金の1/3相当額(94,000円)手付金、福知山 公立大学の卒業生の大学入学奨励金。
	A2:学費減免の拡充			【京都府立大学】学部・大学院の入学料:府内登 校188,200円、府外者282,000円/授業料:一律535,800円 【京都府立医科大学】入学料:学部医学科府内登校 282,000円、府外者488,000円、看護医学科府内登校 188,200円、府外者282,000円、大学院一律282,000円/授業 料:一律535,800円 【京都市立芸術大学】学部・大学院の入学料:市内登 校282,000円、市外者482,000円/授業料:一律535,800円
B 奨学 金・ 学生 ローン等	B1:給付型奨学金の拡充	・京都府高校生給付型奨学金(高専等奨学奨学金)[生活 保護世帯・市町村民税非課 税世帯:入学支度金(入学 時)・支援金等(毎年)の支 給]	【京丹波市】給付型奨学金[大学生等:市民税非課税世帯月額12,000円、市民税所得割非 課税世帯月額10,000円] 【福知山市】高等学校等入学支援金支給事業[選債制22,500円、他31,500円] 【舞鶴市】育英資金[選学奨励金:経費の1/2以内、入学支度金:] 【亀岡市】高校生まなび応援のための支援金[高校生5人以上家庭、国の高等学校等就 学支援金を受けていない高校生を対象に公立高校授業料相当分を支給] 【京丹波町】育英資金[高校・高専1年生12万円以内、同2-3年生0万円以内、高専4-5年生・ 看護専門・保健師専門学校・看護又は保健大学校・大学生等:18万円以内] 【城陽市】奨学金(高校・高専)[学力優良で学費支出困難な1年生対象:5万円] 【和束町】奨学金支給制度[大学等:年間国公立8万円以内、私立12万円以内] 【綾部市】高校奨学金及び社会福祉奨学金の令和4年度分から新制度集積停止	
	B2:無利子学生ローンの改善	・県立土庫保のための貸付 事業(県立土庫保資金支 付事業)[月額1万円以内・ 入学準備金20万円以内・就 業準備金20万円以内、返還 免除あり] ・京都府選抜型奨学資金 貸付制度[保健師・助産師・ 看護師:国公立32,000円・私 立38,000円、准看護士: 15,000円・21,000円、返還免 除あり] ・京都府施設型奨学資金 貸付制度[看護士:年間180 万円、返還免除あり]	【京丹波市】法主主担う人材型奨学資金[年間上限 60万円、返還免除あり] 施設型奨学資金等貸付制度[医師1人:月額15万円又は特定診療科月額 20万円、返還免除あり] 【京丹波市】眼科子奨学資金[修学支援金100万円以内、入学支度金70万円以内] 市立施設型選抜型奨学資金制度(看護師・助産師)[月額5万円、返還免除あり] 【伊根町】伊根町奨学(大学、短大、高専(4-5年)、専修学校専門課程/併修不明) 【左衛門町】左衛門町奨学資金[大学・専修学校生、月額35,000円以内] 【福知山市】県立土庫保支援制度[修学資金2年間最大80万円、返還免除あり] 【舞鶴市】企業型選抜型育成奨学資金貸付制度[年間100万円上限、2年間、返還免除あり] 施設型奨学資金等貸付制度(医歯)[月額15万円、返還免除あり] 【綾部市】企業型選抜型育成奨学資金貸付制度[年間100万円上限、2年間、返還免除あり] 【宇治市】奨学資金貸付[大学生、無利子] 【向日市】県立土庫保資金貸付[月額2万円まで、減免あり]	
	B3:有利子学生ローンの削減			
	B4:学内勤労奨学金等の拡充			
C 修学 支援	C1:学習費の支援		【京都市】京都市高校進学・修学支援金支給事業[学用品費等:上限144,000円]	
	C2:学生生活費の支援		【伊根町】高等学校生徒下宿費等補助金[生徒1人当たり年間7万円] 【綾部市】鉄道利用通学費補助金[大学生等:定期乗込の3割、1人上限5万円] 【宇治田原市】高校通学費補助金[非課税世帯:定期乗込全額、課税世帯:半額] 【和束町】高校生等通学費補助金[定期乗込3分の2]	
D 就労 支援 生活 保障	D1:就労支援	・就労・奨学金返済一体型 支援事業[企業が従業員に 対し支給する手当等の額の 1/2以内(年間奨学金返済 額の1万円を超える部分の 1/2以内)など] ・県立土庫保のための貸付 事業(2.保育補助者雇上 賃付事業、3.保育士就職 準備金貸付事業、4.未就学児 をもち保育士に対する保育 料の一部貸付事業、5.未就 学児をもち保育士の子ども の預かり支援事業利用料金 の一部貸付)	【京丹波市】医療技術職修学資金返還支援制度(薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技 師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士、臨床工学技士、 歯科衛生士)[月額3万円上限、最大120月] 【京丹波市】定住促進奨学資金返還支援補助金[月額3万円上限、最大10年間] 【福知山市】県立土庫保支援制度[採用後3年間で最大80万円を直接支給、保育士用宿 舎を借り上げる法人支援] 【舞鶴市】企業型選抜型奨学資金取得等奨励補助金(奨励金2/3(上限8万円)) 【綾部市】企業型選抜型奨学資金取得等奨励補助金(奨励金2/3(上限8万円)) 【亀岡市】県立土庫保奨励金事業(就職奨励金20万円、転居支援金上限20万円) 介護人材確保事業助成金[資格取得の研修受講費・受講料の一部助成] 【南丹市】人材確保支援制度(公立施設型)[家賃補助、奨学金返還支援] 介護人材確保・定着・育成に向けた事業(奨学金返還支援、家賃補助等) 【京都市】京都市看護師修学資金融資制度[施設型:選債制、利子・元金償還あり] 【宇治市】選抜型奨学資金貸付支援事業[月額最大45,000円×最大6年間] 奨学金返還支援制度[年額上限8,000円ないし15万円×最大6年間] 【城陽市】定住促進奨学資金返還支援制度[年額上限8,000円×最大6年間] 県立土庫保資金返還支援金交付事業[月額上限15,000円×最大5年間] 県立土庫保貸付支援事業[月額最大45,000円×最大5年間] 【向日市】県立土庫保資金返還支援事業[年額24万円まで、最長24月] 【京田辺市】県立土庫保手数料助成[上限4,200円] 【井手町】定住促進奨学資金返還支援金[年額上限8,000円×最大6年間]	【京丹波市】インターンシップ人材確保支援補助金 【福知山市】奨学金返済負担支援事業補助金 【福知山市】就労・奨学金返済一体型支援事業 【久御山町】中小企業奨学金返還支援事業補助金
	D2:生活保障	・京都子育て支援医療助成 制度[中学生通院のみ償還 (1500円負担)、他は現物給 付(200円負担)]	【京丹波市】子育て支援医療費(大学生等)[市民税非課税世帯医療費支援拡充] ・京都府制度を高校生まで拡充している自治体(2024.1.1) 入籍・通院共4市9町1村【伊根町・京丹波市、亀岡市・南丹市・京丹波町・大山崎町・久御 山町・京田辺市・井手町・宇治田原町・木津川市・精華町・笠置町・和束町・南山城村] 入院のみ4市【福知山市、向日市・長岡京市・八幡市]	

4-(2)-3. 自治体における奨学金返還（返済）支援施策の見える化：漸進的無償化プログラム（中等教育・高等教育 2025 追記版）の提示作業

① 渡部昭男 2026. 3 「自治体における奨学金返還（返済）支援施策に係る訪問調査等報告」『大学評価学会年報』（21）晃洋書房、172-185。

・NDL サーチ：<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R1000000002-I034599227>（p. 183 表 2 追記版）

② 渡部昭男 2025. 3 「高校・大学等修学支援に係る自治体施策：訪問調査の進展状況」大学評価学会第 22 回全国大会

・予稿集：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493181>

・当日資料（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493182>

漸進的無償化プログラム（中等教育・高等教育2025追記版） 朱書き部分を追記						
	区分	国レベル	都道府県レベル	市区町村レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学費	A1:学費自体の軽減化					
	A2:学費減免制の拡充					
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充					
	B2:無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除・猶予/支援 ・救済制度	等				
	B3:有利子学生ローンの縮減					
	B4:学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA	等				
C 修学支援	C1:学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学食活動費補助	等				
	C2:学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助(学割拡大を含む) ・交通費補助(学割拡大を含む) ・まかない費補助(百円朝食)	等				
D 就労支援生活保障	D1:就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援 ・奨学金返還支援(手当等支給・代理返還)等					
	D2:生活保障 ・生活保護制度 ・若者手当/年金	等				

4-(2)-4. 2011-25 の 15 年間にわたる日韓の漸進的無償化の政策変容の見える化：漸進的無償化プログラム(中等教育・高等教育 2025 追記版)の活用例

① 渡部昭男 2026. 3 「漸進的無償化に係る共同研究の概要とその成果：2011-25 年の 15 年を振り返って」大学評価学会第 23 回全国大会

・予稿集：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502520>（p. 43）

・当日資料（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502520>（スライド 19）

漸進的無償化プログラム（中等教育・高等教育2025追記版）（注：韓国：韓、日本：日、 <u>下線は漸進的無償化と逆行する動向</u> ）					
	区分	国レベル	地方公共団体レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学費	A1:学費自体の軽減化	韓:入学金廃止(国公立大2018廃止/私立大23までに段階的廃止) 高校無償化:2019高3から21完成(入学金・授業料・学校運営費・教科書代) 日:私立大「二重払い」負担軽減(2025文科省通知) 高校無償化2010開始、14所得制限導入、2025同実質免除、26私学追加支援	韓:ソウル市立大2012-登録金半額化(機関補助方式) 江原道立大2012一部無償化(機関補助方式+個人補助方式) 日:公立大無償化(2020-大阪府・2024-東京都・兵庫県)	<u>韓:私立大による繰上げ動向</u> <u>日:私立大・国公立大による繰上げ動向</u>	
	A2:学費減免制の拡充			日:繰上げ大学による繰上げ分学費減免追加措置	
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充	韓:給付型奨学金2012本格導入/以後も拡大拡充(年4兆ウォン規模) (多子型2014導入、第3子以上2024-全額措置/1-2子も機遇) (1型2025-所得階層10区分中の第9分位[中間上位層]まで対象拡大) 日:給付型奨学金2017導入/2020-修学支援新制度 (「私立理工系系無償化2024-世帯年収600万円まで限定で拡大」 (「扶養」3人以上は所得制限なしで授業料等無償2025-)	日:自治体裁量給付型奨学金	日:大学裁量給付型奨学金	日:民間給付型奨学金
	B2:無利子学生ローンの改善	韓:金利引下げ・2009(5.8%)→2012(3.9%)→2017(2.25%)→2023(国補填により在学中・返済猶予期間中は金利ゼロ、返済開始後は1%未満)	日:自治体裁量修学資金(特定職種返還免除など)、奨学金返還(返済)支援事業(特定地域・特定職種など)、利子補填支援		日:企業修学資金・奨学金返還(返済)支援
	B3:有利子学生ローンの縮減				
	B4:学内勤労奨学金等の拡充	韓:国家勤労奨学金(TA、RA、図書館・ICT・学生相談補助など)	日:高校生等奨学給付金への上乗せ・横出し	日:大学裁量のTA、RA、図書館・ICT補助など	
C 修学支援	C1:学習費の支援	日:高校版就学援助「高校生等奨学給付金」2014開始(生活保護世帯・非課税世帯)	日:高校生等奨学給付金への上乗せ・横出し		
	C2:学生生活費の支援	韓:文在寅政権2017-公共共同型学生家の増設→青年公共賃貸住宅に軌道修正 韓:李在明政権2025-+100円朝食への政府支援拡大(現在200大学→)、低所得層対象の住居安定奨学金・住居関連費用負担の支援(39歳以下・未婚・韓国籍) 韓:青年就業支援金+青年雇用支援政策・職務体験・月給制・賃金補助など	日:通学費補助・夜間相乗タクシー運行・下宿代補助など 日:インターンシップ支援、就職支援金、UIJターン支援金、定住支援金、結婚出産支援金など	日:大学の福利厚生・学生支援例:100円・ワンコイン朝食、学期初限定の無料・低額朝食など 日:就労支援:就労期間バス配車、交通費・宿泊費補助	日:TV受給料減免、スマホ・WiFi料金減免
D 就労支援・生活保障	D1:就労支援	韓:青年就業支援金+青年雇用支援政策・職務体験・月給制・賃金補助など			日:奨学金代理返還
	D2:生活保障(青年・若者向けを含む)	韓:李在明政権「新政府経済成長戦略」2025-無住宅青年の住居安定のために家賃特別支援を時限事業から常時事業に切替え	韓:ソウル青年手当、京畿道青年基本所得、咸城市青年配当 日:22歳までの医療費支援・京丹後市・大阪府河内町、コロナ禍の支援例:ふるさと宅配便、生埋用品支給など		日:コロナ禍の支援例:食料配布など

【要旨】「国レベル」の概要

【A 学費】**韓**：大学入学金廃止(国公立 2018、私立 23 までに)。高校無償化(2019 高 3-学年逆進行

21/入学金・授業料・学校運営支援費・教科書代)。日：高校無償化(2010 導入→所得制限 14-24(奨学給付金 14 開始)→私学実質無償化 20・加算 26)。

【B 奨学金・学生ローン等】**韓**：給付型奨学金 2012 本格実施→半額登録金が大統領公約に→以後拡大拡充(年間約 4 兆ウォン規模、25 第 9 分位追加)。多子女第 3 子無償、第 1・2 子優遇支援。国家勤労奨学金あり。日：2017 給付型開始→20 大学等修学支援新制度→24 年収 600 万層に限定拡大(私学理工農系)→25「扶養」3 人以上世帯授業料無償。

【C 修学支援】**韓**：青年公共賃貸住宅支援、100 円朝食国家支援、住宅安定奨学金など。

【D 就労支援・生活保障】**韓**：青年就業支援金、家賃特別支援の常時事業化（他にソウル市青年手当・京畿道青年基本収入 B1）。

4-（3）日韓/韓日対話企画と国際共著論文による日韓比較研究：日韓/韓日対話・知見共有

4-(3)-1. 第 1 回 2022. 7. 3：韓国における教育機会平等保障の主張と運動【キム・ソンヨル(私立慶南大学校教授/韓国教育学会前会長)、尾崎公子(兵庫県立大学教授)】

① 会議録画：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476486>

② 案内チラシ

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009449>

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009450>

③ 当日資料

・キム・ソンヨル 2022. 7 「1980 年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」

韓国語 (PPT スライド)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009454>

(1980 年代 한국에서의 차별적 교육 해소 주장의 재음미：교육기획 평등의 관점에서)

日本語 (肥後耕生訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453>

・尾崎公子 2022. 7 「韓国における地域間教育格差の是正策」

日本語 (PPT スライド)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009455>

韓国語 (伊藤浩子訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009456>

(한국에서의 지역 간 교육 격차의 시정책)

④ 寄稿論稿

・キム・ソンヨル 2020. 11 「1980 年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012474>

(1980 年代 한국에서의 差別的 教育 解消 主張의 再吟味：教育機會의 平等의 觀點에서)

日本語 (金聯珠訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012475>

・尾崎公子 2021. 11 「韓国における地域間教育格差の是正策」

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008815>

韓国語 (伊藤浩子訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008856>

(한국에서의 지역 간 교육격차의 시정책)

【趣旨】

「教育を受ける権利 right to receive education」(大韓民国憲法 31 条、日本国憲法 26 条)「教育の機会均等 equal educational opportunity」(韓国教育基本法 4 条、日本教育基本法 4 条)は、韓国・日本ともに憲法・教育基本法に定められた原理原則である。また両国は、中等教育・高等教育の漸進的無償化条項 (13 条) を含めて国際人権 A 規約を批准している。渡部が研究代表者を務めた漸進的無償化科研の経緯を踏まえて、これまでに蓄積した論考 (日本語・韓国語) を共有財産として、今後さらに 4 年間にわたる日韓/韓日の対話企画を提案したい。韓国教育学会のキム・ソンヨル前会長は「1980 年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」を寄稿し、80 年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起した差別的教育解消政策の主張を

教育の機会均等の原理を実現するものであったと再評価している。これに呼応して、兵庫県立大学の尾崎公子教授は「韓国における地域間教育格差の是正策：農村教育への着目」と題した論考を寄せている。本企画は両国研究者による対話の第①弾である。

4-(3)-2. 第2回 2022.7.30：高等教育無償化に係る法制と諸方策【コ・ジョン(済州大学校副総長／韓国教育行政学会前会長／大韓教育法学会元会長)、ハ・ボンウン(京畿大学校教授／韓国教育財政経済学会元会長)、丹羽徹(龍谷大学教授)、ユン・ギョンフン(流通経済大学教授)】

① 会議録画：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476488>

② 企画チラシ

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009632>

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009633>

③ 当日資料

・高鐸(コ・ジョン) 2022.7「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備及び特徴(Ⅱ)」

韓国語(レジュメ)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009635>

(고등교육 점진적 무상화 관련 법제 현황 및 특징(Ⅱ))

日本語(金仙玉訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634>

・河奉韻(ハ・ボンウン) 2022.7「大学財政支援のための新政府の方向性検討」

韓国語(PPTスライド)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009637>

(대학 재정 지원을 위한 신정부의 방향성 검토)

韓国語(読み原稿)：<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90009637/90009637-2.pdf>

(대학 재정 지원을 위한 신정부의 방향성 검토)

日本語(多胡太佑訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009636>

日本語(多胡太佑訳)：<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90009636/90009636-2.pdf>

・丹羽徹 2022.7「高等教育無償化と日本国憲法」

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009638>

韓国語(多胡太佑訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009639>

(고등교육 무상화와 일본국헌법)

・尹敬勲(ユン・ギョンフン) 2022.7「無償化の過渡的段階として大学経営の戦略的提案」

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009640>

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009641>

(대학 무상화의 과도기적 단계에 있어서 대학경영을 위한 전략적 제안)

④ 寄稿論稿

・高鐸 2020.11「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴」

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012476>

(한국의 고등교육 점진적 무상화 관련 법제정비 현황 및 특징)

日本語(金聯珠訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012477>

・河奉韻 2020.11「韓国の高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営現況及び問題点」

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012472>

(한국의 고등교육 점진적 무상화와 관련된 정부 및 지방자치단체의 제도 운영 현황 및 문제점)

日本語(金聯珠訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012473>

・丹羽徹 2021.12「高等教育無償化と日本国憲法」

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008889>

韓国語(多胡太佑訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009093>

(고등교육무상화와 일본국헌법)

・尹敬勲 2021.9「韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営」

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008566>

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008567>

(한국의 대학 주도의 무상화 전략과 대학 경영)

【趣旨】

「教育を受ける権利 right to receive education」(大韓民国憲法 31 条、日本国憲法 26 条)、「経済的地位による差別禁止 prohibition of discrimination on the basis of economic status」(韓国教育基本法 4 条、日本教育基本法 4 条)は、韓国・日本ともに憲法・教育基本法に定められた原理原則である。韓国教育行政学会前会長／大韓教育法学会元会長のコ・ジョン教授は「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴」を寄稿し、高等教育無償化に係る法制度を検討している。また、日本教育法学会事務局長の丹羽徹教授は、「高等教育無償化と日本国憲法」を寄稿している。一方、ユン・ギョンフン教授はこれ以上の行政依存には限界があるとして「大学主導の無償化戦略」を提案している。3つの論考を共有財産として、両国の高等教育無償化に係る法制と諸方策について対話を深めたい。

4-(3)-3. 第3回 2022.9.17: ヒューマンライツとしての国際人権規約【戸塚悦朗(弁護士／龍谷大学元教授)、水岡俊一(参議院議員)、シン・ヘボン(青山学院大学教授／法学部長)】

① 会議録画: <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476489>

② 企画チラシ

日本語: <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476445>

韓国語: <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476446>

③ 当日資料

- ・戸塚悦朗 2022.9 「ヒューマンライツとしての国際人権規約: 漸進的無償化の国際公約から 10 年」
日本語 (PPT スライド): <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476447>
- ・水岡俊一 2022.9 「公共資産としてのレガシーの観点から」(下記の寄稿に補筆)
- ・申惠丰 (シン・ヘボン) 2022.9 「国際人権法研究の立場から」(下記の PPT スライドに補筆)

④ 寄稿論稿

- ・戸塚悦朗 2021.7 「『漸進的無償化』留保撤回 10 年を迎えるにあたって: 国際人権法の立場から」
日本語: <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012876>
韓国語 (多胡太佑訳): <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013004>
(〈점진적 무상화〉 유보 철회 10 년을 맞이하여: 국제인권법의 관점에서)
- ・水岡俊一 2022.6 「中等・高等教育の漸進的無償化への道」
日本語: <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286>
韓国語 (多胡太佑訳): <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476305>
(중등·고등교육의 점진적 무상화로의 길)
- ・申惠丰 2020.1 「国際人権規約(社会権規約)における教育権とその実現: 社会権の権利性の観点から」
日本語 (PPT スライド): <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006752>

【趣旨】

外務省「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第 13 条 2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について 平成 24 年 9 月」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html)には、「この通告により、日本国は、平成 24 年 9 月 11 日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束されることとなります」と明示している。すなわち、留保撤回によって漸進的無償化(progressive introduction of free education)条項に拘束されることになったのである。言い換えれば、2022 年は漸進的無償化を国際公約としてから、まさに 10 年なのである。

4-(3)-4. 第4回 2022.12.16: 高等教育への権利【キム・フンホ(国立公州大学校副教授)、石井拓児(名古屋大学教授)】

① 会議録画・企画チラシ(日韓): <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477962>

② 当日資料

- ・キム・フンホ 2022. 12 「大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化」

韓国語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958>

(대학 등록금 부담 완화를 위한 한국 정부의 정책적 노력 및 관련 법률 변화)

日本語 (肥後耕生訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958>

- ・石井拓児 2022. 12 「高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって」

日本語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477961>

韓国語 (多胡太佑訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477961>

(고등교육 수업료를 둘러싼 국제적 동향과 고등교육재정 연구의 이론적 과제: 미국의 수업료 무상화 정책의 현 단계와 공·사 혼합 부담인 일본적 특질에 관하여)

③ 寄稿論稿

- ・キム・フンホ 2020. 11 「大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化」

韓国語 : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012468>

(대학 등록금 부담 완화를 위한 한국 정부의 정책적 노력 및 관련 법률 변화)

日本語 (梁洙京訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012469>

- ・石井拓児 2022. 2 「高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって」

日本語 : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008951>

韓国語 (多胡太佑訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009305>

(고등교육 수업료를 둘러싼 국제적 동향과 고등교육재정 연구의 이론적 과제 : 미국의 수업료 무상화 정책의 현 단계와 공·사 혼합 부담인 일본적 특질에 관하여)

【趣旨】

2022 年は、日韓におけるふたつの「10 周年」が重なった年である。すなわち、日本政府が国際人権A規約 13 条の漸進的無償化条項の留保を撤回 (2012) してから 10 年、韓国政府が給付型の国家奨学金を本格実施 (2012) してから 10 年にあたる。キム・フンホ教授は「大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化」を寄稿し、韓国政府の政策動向を紹介している。石井拓児教授は「高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題」を寄稿し、アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質を論じている。本企画は、お二人の論考を共有財産とした、対話を深めるための企画の第四弾である。なお、クリストファー・マーチン『高等教育への権利：政治理論』(Christopher Martin, The Right to Higher Education: A Political Theory, Oxford University Press, 2022) を日韓双方からどう読み解くことができるのかも含めてみたい。

4-(3)-5. 第5回 2023. 6. 17 : 高等教育に係る権利保障運動・漸進的無償化運動【パク・コヨン(大学教育研究所所長)、イム・ウンヒ(同研究員)、重本直利(龍谷大学元教授)】

- ① 会議録画・企画チラシ (日韓) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482436>

② 当日資料

- ・パク・コヨン 2023. 6 「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史」

韓国語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482433>

(한국 대학 등록금 부담 완화의 역사)

日本語 (多胡太佑訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482430>

- ・イム・ウンヒ 2023. 6 「韓国における大学登録金の負担緩和政策」

韓国語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482435>

(한국의 대학 등록금 부담 완화 정책)

- ・重本直利 2023. 6 「国際人権規約（A規約）批准と高等教育の漸進的無償化：その経緯および取り組みと今後の課題」

日本語（PPT スライド）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482431>

韓国語（肥後耕生訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482434>

（한일/일한 대화 제 5 회 기획 한일/일한에서의 고등교육의 권리 보장 운동・점진적 무상화 운동 : (한국) 대학교육연구소 KHEI 박거용 소장 등의 논고를 바탕으로 하는 대화)

③ 寄稿論稿

- ・パク・コヨン 2020. 10 「韓国の登録金負担の軽減（漸進的教育無償化運動）の沿革」

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012442>

（한국 등록금 부담 완화(점진적 무상교육 운동)의 역사)

日本語（多胡太佑訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012443>

日本語（多胡太佑訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482432>

- ・ヨン・ドクウォン 2020. 10 「韓国における大学登録金の負担緩和政策」

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012444>

（한국의 대학 등록금 부담 완화 정책）

日本語（多胡太佑訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012445>

- ・重本直利 2022. 5 「国際人権規約（A規約）批准と高等教育の漸進的無償化：その経緯および取り組みと今後の課題」

日本語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009184>

韓国語（多胡太佑訳）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478240>

（국제인권규약(A 규약) 비준과 고등교육의 점진적 무상화 -그 경위 및 대응과 앞으로의 과제-）

④ 国際共著論文：<https://doi.org/10.24546/0100487734>

- ・渡部昭男・パクコヨン・イムウンヒ・多胡太佑 2024. 3 「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策：日韓/韓日対話第5回企画の成果及び日本への示唆」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 17(2)、43-52。

【要旨】

JSPS 科研費「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」（2019-21）及び「コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究」（2022-25）の一環として、日韓/韓日対話企画を始めた。本報告では、第5回企画「日韓/韓日における高等教育に係る権利保障運動・漸進的無償化運動」における、大学教育研究所所長のパク・コヨン報告「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史」、同研究員のイム・ウンヒ報告「韓国における大学登録金の負担緩和政策」をもとに、韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策についての最新の知見をまとめた。私学を中心に始まり拡大してきた韓国の高等教育は、受益者負担原則の下に大学登録金高騰と家計負担破綻を招くが、学生・市民団体などによる半額登録金運動の高まりを受けて 2012 年に給付型国家奨学金を本格導入し、2018 年（国公立）・2023 年まで（私立）には大学入学金の廃止に至る。国家奨学金は中間所得層や多子家庭にまで対象を拡大して支援率は 46.8%（2022 年）となったが、学費分にしか使用できず、成績や所得の要件で未受給の学生、対象外の院生が取り残されている。高等教育の学費負担軽減や公共性強化の運動はさらに続いていくであろう。

キーワード：韓国、大学登録金、負担緩和の歴史と政策、日韓/韓日対話企画、日本への示唆

4-(3)-6. 第6回 2023. 11. 4：コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの【チョン・ビョンホ(ソウル市立大学教授)、光本滋(北海道大学准教授)】

- ① 会議録画・企画チラシ（日韓）：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485228>

② 当日資料

- ・鄭炳浩 2023. 11 「新型コロナパンデミックによる登録金返還に関連する訴訟」

韓国語（PPT スライド）：

[https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide1\(ko\).pdf](https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide1(ko).pdf)

(코로나 19 사태로 인한 등록금 반환관련소송)

日本語 (多胡太佑訳) :

[https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide1\(ja\).pdf](https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide1(ja).pdf)

- ・光本滋 2023. 11 「コロナ禍が日本の大学教育にもたらしたもの」

日本語 (PPT スライド) :

[https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide2\(ja\).pdf](https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide2(ja).pdf)

韓国語 (肥後耕生訳) :

[https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide2\(ko\).pdf](https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485228/0100485228_slide2(ko).pdf)

(코로나 팬데믹 이일본 의대학 교육에 미친 영향)

③ 寄稿論稿

- ・鄭炳浩 2020. 11 寄稿論稿「コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動」

韓国語 : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012466>

(코로나 사태로 인한 한국 대학 등록금 반환 운동)

日本語 (梁洙京訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012467>

- ・光本滋 2021. 11 寄稿論稿「日本における 2020 年の学費減額運動の検討」

日本語 : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816>

韓国語 (多胡太佑訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015>

(일본의 2020 년 학비 감액 운동 검토)

④ 国際共著論文 : <https://doi.org/10.24546/0100491706>

- ・渡部昭男・鄭炳浩・光本滋・肥後耕生・多胡太佑 2024. 9 「コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの : 日韓/韓日対話第 6 回企画の成果及び日本への示唆」 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 18(1)、67-76。

【要旨】

2020 年に広がったコロナ禍の下で、休校措置やオンラインの授業提供が行われたが、特に大学を含む学校の新年度開始に重なった韓日では混乱が大きかった。韓国では、教育サービスや校内施設利用の不備・不正常を理由に登録金返還・減額を求めた大学生たちが違憲審判請求及び損害賠償民事訴訟を起こした。いずれも原告敗訴となったが、違憲審判請求(2020. 3. 22 受付)を提起した約半年後に高等教育法が改正され(2020. 10. 20)、コロナ禍等で登録金返還・減額を可能とする規定の新設、登録金及び登録金審議委員会の規定の拡充などがなされた。日本でも、①給付金の支給や学費の減額・返還、②図書館など施設の利用、③受講環境・教育環境の整備、④課外活動・就職活動を含む学生生活全般への支援、⑤情報公開などを求める学生の運動が各大学で展開され、高等教育無償化プロジェクト FREE や一律学費半額を求めるアクション等の全国的な運動にも繋がっていった。それに応じて、各大学や日本政府による学生への支援策も様々に打たれた。本稿は、第 6 回企画「コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの」についてチョン・ビョンホ及び光本滋の 2 報告の概要をまとめたうえで、対話企画の成果を明らかにし、日本への示唆を得ることを課題とした。

キーワード : コロナ禍、(韓) 違憲審判請求・登録金返還訴訟、(日) 学費減額・返還運動、高等教育の権利性、大学教育のあり方

4-(3)-7. 第 7 回 2024. 8. 3 : 「教育の機会均等」を語り直す(その 1) 【チェ・ジュンヨル(国立公州大学校名誉教授)、尾崎公子(兵庫県立大学教授)、西野倫世(大阪経済大学講師)】

- ① 会議録画・企画チラシ(日韓) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491037>

② 当日資料

- ・崔浚烈 2024. 8 「教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響の再吟味」

韓国語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490914>

日本語 (肥後耕生訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490916>

- ・尾崎公子 2024. 8 「日韓比較研究の立場から：韓国の教育エコシステムアプローチ」
日本語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491043>
韓国語 (肥後耕生訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491044>
- ・西野倫世 2024. 8 「日米比較研究の立場から：現代米国における教育評価の動向」
日本語 (PPT スライド) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491041>
韓国語 (多胡太佑訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491042>
- ③ 寄稿論稿
 - ・崔浚烈 2023. 2 寄稿論稿「教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響」
韓国語 : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478460>
日本語 (肥後耕生訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478461>
- ④ 国際共著論文 : <https://doi.org/10.24546/0100494062>
 - ・渡部昭男・崔浚烈・尾崎公子・西野倫世・肥後耕生・多胡太佑 2025. 3 「『教育の機会均等』を語り直す(1)：日韓/韓日対話第7回企画の成果と今後の検討課題」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 18(2)、49-58。

【要旨】

日韓/韓日対話の第7回企画「『教育の機会均等』を語り直す(1)：(韓国)公州大学校名誉教授・崔浚烈氏の論考をもとにした対話」における3つの報告の概要をまとめたうえで、その成果と今後の更なる検討課題を探った。崔浚烈「教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響の再吟味」は、Jones(1985)及びキム・シンイル(2015)に依拠しつつ「教育の機会均等」概念を再整理し、その内の「水平的機会均等」に焦点化して教育財政が機会均等に及ぼす影響を学校運営費の配分に着目して分析している。尾崎公子「韓国の教育エコシステムアプローチ」は、第1ステージ(2004-)農山漁村教育福祉事業の開始から第2ステージ(2011-)革新教育地区事業：教育エコシステムアプローチ導入への政策展開が、「過程的機会均等」に止まらず「結果的機会均等」を実現する取り組みであること現地訪問調査も加えて検証している。西野倫世「現代米国における教育評価の動向」は、「全ての子どもは自分の能力に応じた学習をできる／すべき」という信念に立って学習可能性を引き出し伸ばす伸長度評価(Value-Added Assessment)の意義と課題を踏まえて、個々人の可能性を伸ばすというアプローチによる「結果の平等」観の質的転換に言及している。生存権・発達権・幸福追求権等からの吟味は更なる検討課題である。

キーワード：教育の機会均等、崔：教育財政の機会均等に及ぼす影響、尾崎：教育エコシステムアプローチによる地域間格差是正、西野：発達可能性をみる伸長度評価

4-(3)-8. 第8回 2025. 1. 12：「教育の機会均等」を語り直す(その2)【キム・フンホ(国立公州大学学校副教授)、塚林美也子(帝京科学大学講師)】

- ① 会議録画・企画チラシ (日韓) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492925>
- ② 当日資料
 - ・渡部昭男 2025. 1 「趣旨説明」(日本語)(韓国語[多胡太佑訳])
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492926>
 - ・金訓鎬 2025. 1 「大韓民国憲法における教育を受ける権利についての考察」
韓国語 (PPT スライド/注記版) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492929>
日本語 (肥後耕生訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492930>
 - ・塚林美也子 2025. 1 「日本国憲法の教育を受ける権利(26条)と生存権(25条)との関係性の捉え直し」
日本語 : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492927>
韓国語 (多胡太佑訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492928>
- ③ 国際共著論文 : <https://doi.org/10.24546/0100497712>
 - ・渡部昭男・金訓鎬・塚林美也子・肥後耕生・多胡太佑 2025. 9 「『教育の機会均等』を語り直す(2)：第8回日韓対話企画による教育を受ける権利・生存権・成長発達権等の関係性の吟味」

【要旨】

日韓/韓日対話の第8回企画『教育の機会均等』を語り直す(2)において、2つの報告がなされた。金訓鎬「大韓民国憲法における教育を受ける権利についての考察」は、大韓民国憲法における「教育を受ける権利」の歩みを辿ったうえで、現行憲法 31 条「教育を受ける権利」と教育基本法 3 条「学習権」とに係る諸説や判例を整理した後に、憲法 10 条「幸福追求権」・34 条「生存権」・37 条「自由権」との関係性で再解釈の必要性和方向性を論じている。塚林美弥子「日本国憲法の教育を受ける権利(26 条)と生存権(25 条)との関係性の捉え直し」は、日本国憲法 26 条「教育を受ける権利」・教育基本法 4 条「教育の機会均等」に係る従来の条文解釈を整理し、子どもの貧困やヤングケアラー等の現実の問題状況を踏まえた上で、憲法学界の自由基底的な生存権理解(生のあり方[善き生]を自由で自律的に構想する権利)に依拠した 25 条と 26 条との統一的保障として、物理的環境の整備や社会的関係の享受を要求する権利が特に子どもや社会的被排除者にとって規範的可能性を有するとした。2 報告に共通した「教育を受ける権利」を再解釈しようとする課題意識を踏まえて、教育を受ける権利・生存権・成長発達権等の関係性について対話を深め、「教育の機会均等」を再定位する方向性を探った。

キーワード：教育の機会均等、大韓民国憲法/日本国憲法、教育を受ける権利/学習権、生存権・幸福追求権・成長発達権

4-(3)-9. 第9回 2025. 7. 5：超少子化社会と教育問題【キム・ヒョンチョル(韓国青少年政策研究院前院長)、キム・ミョンジュン(ニッセイ基礎研究所上席研究員)】

① 会議録画・企画チラシ(日韓)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496686>

② 当日資料：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496686>

・金鉉哲 2025. 7 「超少子化現象は、韓国社会に『毒』か『得』か?：大学無償化の構想につなげて」

日本語(PPT スライド)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496688>

・金明中 2025. 7 「少子化の進行状況とその影響：日本と韓国の出生率の差を考察する」

日本語(PPT スライド)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496687>

③ 寄稿論稿

・金鉉哲 2025. 2 「デジタル・プラットフォームを活用した大学教育の無償化構想」

韓国語：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493209>

(디지털 플랫폼을 통한 무상대학교육의 구상)

日本語(多胡太佑訳)：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493210>

④ 国際共著論文：<https://doi.org/10.24546/0100503499>

・渡部昭男・金鉉哲・金明中 2026. 3 「超少子化社会と教育問題を巡る意見交換：日韓/韓日対話第9回企画の成果と今後の検討課題」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 19(2)、39-48。

【要旨】

日韓/韓日対話の第9回企画「超少子化社会と教育問題」において、2つの報告がなされた。金明中「少子化の進行状況とその影響：日本と韓国の出生率の差を考察する」は、日韓における少子化の現状、韓国の出生率が9年ぶりに上昇した理由、なぜ韓国の出生率は日本より低いのか、韓国政府の主な少子化対策の四点にわたり検討したうえで、両国における最優先課題ともいえる少子化対策に共同で対処し、少子化の危機を乗り越えていく可能性を述べた。金鉉哲「超少子化現象は韓国社会に『毒』か『得』か?：大学無償化の構想につなげて」は、韓国における超低出生率現象の原因と望ましい対策を探ることを目的とし、教育問題をはじめ少子化現象に絡み合っている社会要因を複合的に考察した後に、少子化危機の下にある大学の改革方策としてデジタル・プラットフォームを活用した大学無償化の可能性をも含みつつ、「圧縮的近代化から反省的近代化へ」の仮説的命題を提示している。人口減少超少子化について、その要因の異同、両国の対策の展開と効果などを比較考究する共同研究の必要性が確認できた。

4-(4) 雑誌論文・講演・ひらめき☆ときめきサイエンスなど：研究成果の公開・活用促進

4-(4)-1. 雑誌論文など

- ① 渡部昭男 2022. 10 「漸進的無償化公約の 10 年：高等教育の無償化をめざして」 経済(325)、29-38。
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476370>
- ② 渡部昭男 2023. 6 『教育費無償の法理』と内外の到達点 季刊教育法(217)、28-35。
- ③ 渡部昭男 2024. 3 「能力程度主義から学習権・発達権的解釈への転換を起爆：清水寛『発達に必要かつ適切な』『生存＝発達権』清水寛(しみずひろし) 1936 年-」 季刊教育法(220)、76-80。
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491608>
- ④ 渡部昭男 2024. 9 「青年の発達保障を志向する『高等教育の漸進的無償化』論：田中昌人『日本の高学費をどうするか』田中昌人(たなかまさと) 1932 年-2005 年」 季刊教育法(222)、72-77。
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492449>
- ⑤ 渡部昭男 2025. 3 「大学等学費の値上げは歴史に逆行する」 経済(354)、87-99。
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497772>
- ⑥ 渡部昭男 2025. 8 「高等教育無償化政策の日韓比較：『高授業料・低補助』国からの脱出」 大学マネジメント 21(5)、30-37。
- ⑦ 渡部昭男 2025. 11 「子育て教育の『切れ目ない支援』と無償化方策」 子どもの文化 57(11)、8-13。
- ⑧ 渡部昭男 2026. 3 「大学入学金『二重払い』問題の課題と展望」 経済(366)、56-63。

4-(4)-2. 講演など

- ① 渡部昭男 2022. 6 「2012 年留保撤回から 10 年：漸進的無償化への展望と課題」 龍谷大学教職員組合学習会
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009303>
韓国語 (梁洙京訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009304>
(2012 년 유보철회 이후 10 년 : 점진적 무상화에 대한전망과 과제)
- ② 渡部昭男・光本滋 2023. 8 共同企画「いまこそ高等教育を無償へ：海外動向から学ぶ」 日本教育学会第 82 回大会ラウンドテーブル
発表要旨：渡部昭男・光本滋・岡山茂・石井拓児・横山岳紀・多胡太佑 2023. 8 「いまこそ高等教育を無償へ：海外動向から学ぶ」
日本語 : https://doi.org/10.11555/taikaip.82.0_249
韓国語 (梁洙京訳) : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482898>
(지금이야말로 고등 교육 무상으로——해외 동향으로부터 배운다——)
- ③ 渡部昭男 2024. 2 「知って得する教育費の話～権利保障・少子化対策としての教育無償化～」 京都私学教職員組合
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486357>
- ④ 渡部昭男 2025. 10 「高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究：キム・フンホ博士らとの出会いと KAKEN 研究の展開」 韓国公州大学校
神戸大学 Kernel : <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100498066>
韓国語 (鄭修娟訳) : https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100498066/0100498066_ko.pdf
(고등교육의 경제적 부담 경감 및 학업 지원에 관한 안일 비교 연구 : 김훈호 박사와의 만남과 KAKEN 연구의 전개)

4-(4)-3. ひらめき☆ときめきサイエンス (研究成果公開促進費) 研究成果公开发表 (B)

- ① 渡部昭男 2025. 9 「超少子化社会からの脱出計画を練ろう～ライフステージに沿った切れ目ない

支援の探究〜」（於：大阪信愛学院大学）2025 年度ひらめき☆ときめきサイエンス〜ようこそ大学の研究室へ〜KAKENHI（課題番号 25HT0137）

・大阪信愛学院大学ウェブサイト：<https://newscast.jp/news/8307040>

【要旨】

2008 年をピークに日本の人口は減少し続けている。コロナ禍で少子化がさらに進み、合計特殊出生率は 2023 年「1.20」までに落ち込んだ（お隣の韓国は「0.72」）。人口置き換え水準の出生率は「2.08」前後といわれており、「2.0～1.5」を「緩少子化」、「1.5」未満を「超少子化」という。このまま推移すれば、25 年後の 2050 年台には人口 1 億人割れさえ予測されている。超少子化は今の中高生が学校をおえて働き、家族を持つことになるであろう将来社会に、様々な影響を与えることになるだろう。

岸田前首相の年頭会見（2023.1）に始まった異次元の少子化対策は、「2030 年は少子化対策の分水嶺」「2030 年代に入ると我が国の若年人口は現在の倍速で急減」「これからの 6～7 年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」との認識の下に、こども未来戦略（2023.12 閣議決定）では「ライフステージに沿った切れ目ない支援」を構築する方向性を示した。国の政策は進んでいるのだろうか。都道府県や市町村も懸命に取り組みを進めている。どのような自治体施策が打たれているのだろうか。

新著『「こども計画」に活かせる自治体総合施策 221 例』（2024.12 日本標準）で用いた分析手法（国の政策分析・自治体の施策分析）の面白さを伝えながら、全国の中高生とともに超少子化社会からの脱出計画を一緒に練り上げたい。総合的な学習の時間（中）や総合的な探究の時間（高）で培ったセンスや ICT 学習法を活かして、超少子化社会を科学してみませんか。

4-(4)-4. 科研費報告書

① 渡部昭男 2023.6 「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」

神戸大学 Kernel：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482161>

② 渡部昭男 2025.2 「JSPS 科学研究費補助金による『教育無償化』論議に係る国会会議録分析」

神戸大学 Kernel：<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492977>

③ 渡部昭男 2026.5 「コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究」研究成果報告書（本報告書）

神戸大学 Kernel：公開予定

4-(5) 研究成果の要約

4-(5)-1. 研究成果の概要

本研究は、コロナ禍を契機とした高等教育の経済的負担軽減・修学支援政策について、日韓比較の視点から分析したものである。国会会議録分析により無償化論議の政策形成過程を解明するとともに、「漸進的無償化プログラム」による政策の可視化を通じて、学費・奨学金・修学支援・生活保障を含む包括的枠組みを提示した。さらに日韓対話と国際共著を通じて、韓国の入学金廃止や奨学金拡充、日本の選別的支援の特徴を比較し、両国の政策転換の共通性と差異を明らかにした。

4-(5)-2. 研究成果の学術的意義・社会的意義

学術的には、国際人権規約に基づく「高等教育への権利」と「漸進的無償化」の法理を、政策過程分析と比較研究により具体化し、国家政策・地方施策に共通の評価マトリクスという分析手法を発展させた点に意義がある。社会的には、人口減少超少子化の下での教育費負担軽減を、少子化対策および機会均等の基盤政策として位置づけ、入学金問題や中間層支援拡大など具体的改革課題を提示した。日韓の知見共有を通じて、持続可能な高等教育支援政策の構想に実証的根拠を与えた。

Comparative Research Between Japan and South Korea on Reducing the Financial Burden of Higher Education and on Support for Study in the Corona Crisis

WATANABE Akio*

(Osaka Seikei University 2022-23, Osaka Shin-Ai Gakuin University 2024-25)

Key Words: Right to Higher Education, Guarantee of the Right to Learn and Access, Reduction of Financial Burden and Support for Studying, Analysis of Parliamentary Deliberations Based on Parliamentary Proceedings, Evaluation Matrix for Progressive Introduction of Free Education, Sharing of Various Insights Through Japan-Korea/Korea-Japan Dialogue, Population Decline and Extremely Low Birthrate Society With/After COVID-19 Pandemic

【Summary of Research Findings】

This research analyzes policies for reducing the financial burden of higher education and providing student support in the wake of the COVID-19 pandemic, from a comparative perspective between Japan and South Korea. Through an analysis of parliamentary proceedings, the policy-making process of the free education debate was clarified, and a comprehensive framework encompassing tuition fees, scholarships, student support, and living expenses was presented through the visualization of policies using a "Program for Progressive Introduction of Free Education." Furthermore, through Japan-Korea/Korea-Japan dialogue and international co-authorship, the characteristics of South Korea's abolition of entrance fees and expansion of scholarships, and Japan's selective support were compared, clarifying the commonalities and differences in the policy shifts of both countries.

【Academic and Social Significance of Research Findings】

Academically, the significance lies in concretizing the legal principles of the "Right to Higher Education" and "Progressive Introduction of Free Education" based on international human rights covenants through policy process analysis and comparative research, and in developing an analytical method called an evaluation matrix common to national and local policies.

Socially, the reduction of education costs in the face of a declining population and extremely low birth rate was positioned as a fundamental policy for addressing the declining birth rate and ensuring equal opportunities, and specific reform issues such as the entrance fee problem and expanding support for the middle class were presented. Through the sharing of knowledge between Japan and South Korea, empirical evidence was provided for the conception of sustainable higher education support policies.

*Professor of Osaka Shin-Ai Gakuin University watanabea@osaka-shinai.ac.jp

KAKEN <https://nrid.nii.ac.jp/en/nrid/1000020158611/>

Research-Map <https://researchmap.jp/akio-wtnb?lang=en>